

※下記<本人>Lコース・Rコース・Xコースと<配偶者>675万円コース・642万円コースは新規加入できません。
現在加入されている方のみのコースとなります。ただし、本人がX(56歳以上)コースでご加入の場合、配偶者が新規加入する場合は、642万円コースでお申込みください。

加入できません。
場合で、配偶者が新規加入する場合は、642万円コースでお申込みください。

<本人>L(ロング)コース [死亡・高度障害のとき] 支給期間=年齢に応じた期間

年齢	支給期間	初年度受取額(月額)	平均受取額(月額)	最終受取額(月額)	年金原資(死亡・高度障害保険金)	年金受取総額	月額掛金	
							男性	女性
(1977.7.2~1982.7.1) 41~45 歳	25 年	約 10.5 万円	約 14.3 万円	約 18.1 万円	約 3,823 万円	約 4,302 万円	5,123 円	3,899 円
(1972.7.2~1977.7.1) 46~50	20	10.8	13.9	17.0	3,063	3,353	6,218	4,656
(1967.7.2~1972.7.1) 51~55	15	11.0	13.3	15.6	2,252	2,399	7,026	4,864
(1962.7.2~1967.7.1) 56~60	10	11.2	12.7	14.2	1,475	1,530	6,815	4,145
(1957.7.2~1962.7.1) 61~65	10	11.2	12.7	14.2	1,475	1,530	10,487	5,531

<本人>R(レギュラー)コース [死亡・高度障害のとき] 支給期間=年齢に応じた期間

年齢	支給期間	初年度受取額(月額)	平均受取額(月額)	最終受取額(月額)	年金原資(死亡・高度障害保険金)	年金受取総額	月額掛金	
							男性	女性
(1987.7.2~2007.7.1) 16~35 歳	25 年	約 10.4 万円	約 14.1 万円	約 17.9 万円	約 3,783 万円	約 4,257 万円	2,837 円	1,816 円
(1982.7.2~1987.7.1) 36~40	25	10.5	14.3	18.1	3,823	4,302	3,670	3,058
(1977.7.2~1982.7.1) 41~45	20	10.8	13.9	17.0	3,063	3,353	4,104	3,124
(1972.7.2~1977.7.1) 46~50	15	11.0	13.3	15.6	2,252	2,399	4,572	3,423
(1967.7.2~1972.7.1) 51~55	10	11.1	12.6	14.2	1,468	1,522	4,580	3,171
(1962.7.2~1967.7.1) 56~60	5	11.4	12.0	12.7	718	725	3,317	2,018
(1957.7.2~1962.7.1) 61~65	5	11.4	12.1	12.7	719	726	5,112	2,696

<配偶者>675万円コース [死亡・高度障害のとき] 支給期間=10年

年齢	支給期間	初年度受取額(月額)	平均受取額(月額)	最終受取額(月額)	年金原資(死亡・高度障害保険金)	年金受取総額	月額掛金	
							男性	女性
(1987.7.2~2007.7.1) 16~35 歳	10 年	約 5.1 万円	約 5.8 万円	約 6.5 万円	約 675 万円	約 700 万円	560 円	344 円
(1982.7.2~1987.7.1) 36~40							729	608
(1977.7.2~1982.7.1) 41~45							1,006	756
(1972.7.2~1977.7.1) 46~50							1,458	1,087
(1967.7.2~1972.7.1) 51~55							2,147	1,485
(1962.7.2~1967.7.1) 56~60							3,119	1,897
(1957.7.2~1962.7.1) 61~65							4,799	2,531

<本人>Xコース [死亡・高度障害のとき] 支給期間=年齢に応じた期間

年齢	支給期間	初年度受取額(月額)	平均受取額(月額)	最終受取額(月額)	年金原資(死亡・高度障害保険金)	年金受取総額	月額掛金	
							男性	女性
(1987.7.2~2007.7.1) 16~35 歳	25 年	約 9.8 万円	約 13.4 万円	約 16.9 万円	約 3,576 万円	約 4,024 万円	2,682 円	1,716 円
(1982.7.2~1987.7.1) 36~40	25	9.8	13.4	16.9	3,576	4,024	3,433	2,861
(1977.7.2~1982.7.1) 41~45	20	10.0	12.8	15.7	2,822	3,089	3,781	2,878
(1972.7.2~1977.7.1) 46~50	15	10.1	12.2	14.3	2,068	2,203	4,198	3,143
(1967.7.2~1972.7.1) 51~55	10	10.2	11.5	12.9	1,340	1,390	4,181	2,894
(1962.7.2~1967.7.1) 56~60	5	10.3	10.9	11.6	652	659	3,012	1,832
(1957.7.2~1962.7.1) 61~65	5	10.3	10.9	11.6	652	659	4,636	2,445

<配偶者>642万円コース [死亡・高度障害のとき] 支給期間=10年

年齢	支給期間	初年度受取額(月額)	平均受取額(月額)	最終受取額(月額)	年金原資(死亡・高度障害保険金)	年金受取総額	月額掛金	
							男性	女性
(1987.7.2~2007.7.1) 16~35 歳	10 年	約 4.8 万円	約 5.5 万円	約 6.2 万円	約 642 万円	約 666 万円	533 円	327 円
(1982.7.2~1987.7.1) 36~40							693	578
(1977.7.2~1982.7.1) 41~45							957	719
(1972.7.2~1977.7.1) 46~50							1,387	1,034
(1967.7.2~1972.7.1) 51~55							2,042	1,412
(1962.7.2~1967.7.1) 56~60							2,966	1,804
(1957.7.2~1962.7.1) 61~65							4,565	2,408

- ・掛金は概算掛金であって、正規掛金は申込締切後3ヵ月以内に算出し、概算掛金と異なった場合は初回に遡って精算致します。
- ・本制度は主契約(団体定期保険)と特約(年金払特約)をセットしたものです。
- ・配偶者だけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。
- ・本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合、この制度は年齢により保険金額が自動的に増減することがあります。本人の保険金額が配偶者の保険金額未満となった場合は、自動的に記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
- ・実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。
- ・本制度は愛知県学校生活協同組合が契約者となります。
- ・年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、掛金は前年度と変わります。
- ・記載の掛金は2022年1月1日更新時に適用している優良割引率で計算しています。
- ・なお、今後の本人の加入者数や、保険金のお支払状況の増減等により適用する優良割引率が変更もしくは廃止となることがあります。

場合も、配偶者は同時に脱退となります。
に配偶者を本人の保険金額以下に減額、または脱退とさせていただきます。

(例)保険年齢40歳=2023年1月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。